

# 温室効果ガス排出量検証報告書

日本郵船株式会社 御中

## 1. 検証の対象

一般財団法人日本品質保証機構(以下、「当機構」という。)は、日本郵船株式会社が作成した「2025 年度 GHG インベントリ」(以下、「算定報告書」という。)に記載された 2025 年度の温室効果ガス(GHG)排出量及びエネルギー消費量が、同社により作成された「GHG インベントリ作成手順書(改定日: 2026 年 6 月 18 日)」(以下、「算定ルール」という。)に基づき、正確に測定、算出されていることについて第三者検証を行った。

検証の目的は、算定報告書の 2025 年度(2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日)の GHG 排出量及びエネルギー消費量を客観的に評価し、同社の算定の信頼性をより高めることにある。

## 2. 実施した検証の概要

当機構は、「ISO14064-3」に準拠して検証を実施した。本検証業務の対象活動範囲は Scope1、2 の GHG 排出量(エネルギー起源 CO<sub>2</sub>、CH<sub>4</sub>、N<sub>2</sub>O)、Scope3(カテゴリ 1,2,3,4,5,6,7,9,11,13,15)の GHG 排出量、船舶・車両および建物におけるバイオ燃料由来の GHG 排出量(エネルギー起源 CO<sub>2</sub>、CH<sub>4</sub>、N<sub>2</sub>O)、ならびにエネルギー消費量である。保証水準は「限定的保証水準」、重要性の量的判断基準値は検証対象の総排出量における 5%とした。また、本検証業務の対象組織範囲は日本郵船株式会社及びグループ会社の国内 206 拠点、海外 443 拠点及び運航船舶・飛行機とした。

検証では、現地検証に先立って、算定ルール等の確認のために統括検証を実施した。その後、Scope1、2 の検証においては、サンプリングにより日本郵船株式会社本店及び京浜ドック株式会社追浜工場の 2 拠点を現地検証の対象とし、各拠点における算定対象範囲、排出源、モニタリングポイント及び算定・集計体制の確認、活動量及び排出量データについて根拠資料との突き合わせを行った。なお、現地検証の対象とした拠点及び拠点数の決定は日本郵船株式会社が実施した。

Scope3 の検証では、現地検証の対象とした上記 2 拠点に対して、算定ルール及び算定シナリオの確認、算定・集計体制の確認及び GHG 排出量データについて根拠資料との突き合わせを行った。また、日本郵船株式会社本店にて、船舶・車両および建物におけるバイオ燃料由来の GHG 排出量に関する確認も実施した。

## 3. 検証の結論

検証の対象とした、算定報告書の Scope1、2、3 並びに船舶・車両および建物におけるバイオ燃料由来の GHG 排出量及びエネルギー消費量において、算定ルールに準拠せず、正確に算定されていない事項は発見されなかった。

## 4. 留意事項

算定報告書の作成責任は日本郵船株式会社にあり、Scope1、2、3 並びに船舶・車両および建物におけるバイオ燃料由来の GHG 排出量及びエネルギー消費量の検証の結論に関する責任は当機構にある。日本郵船株式会社と当機構との間には、特定の利害関係はない。

東京都千代田区神田須田町一丁目 25 番地

一般財団法人日本品質保証機構

常務理事 浅田 純 男

